駐 車 施 設 　設置変更　 届 出 書

年　　月　　日

（あて先）

　　　岩国市長　　　　　様

設置者　住　所（所在地）

氏　名（名　称）　　　　　　　　　印

本件責任者及び担当者及び連絡先

　　駐車施設を　設置変更　しますので、岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条

　例施行規則第３条の規定に基づき次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 駐　車　施　設 | 設置場所 | 岩国市 | | | | | | | |
| 敷地の権利 | １　自己所有　　２　借　地　　３　その他（　　　　　） | | | | | | | |
| 土地の使用 承諾者 | 住所（所在地） | | | | | | | |
| 氏名（名　称）　　　　　　　　　　　　　　　　　印印 | | | | | | | |
| 規模 | 種　　　　別 | | | 計　画　規　模 | | | 条例の最小限度規模 | |
| 車いす用 | | | 台 | ㎡ | | １台 | 21.00㎡ |
| 2.3m～×5.0m～ | | | 台 | ㎡ | | 台 | ㎡ |
| 2.5m～×6.0m～ | | | 台 | ㎡ | | 台 | ㎡ |
| 荷さばき用 | | | 台 | ㎡ | | 台 | ㎡ |
| 合　　　　計 | | | 台 | ㎡ | | 台 | ㎡ |
| 建　築　物 | 所在地 | 岩国市 | | | | | | | |
| 地域等 | １　商業地域等　　２　周辺地区又は自動車ふくそう地区 | | | | | | | |
| ＊  床面積 | 特定用途 | 店舗 | ㎡ | | | 非特定用途 | | ㎡ |
| 事務所 | ㎡ | | | 延べ床面積 | | ㎡ |
| 倉庫 | ㎡ | | |
| その他 | ㎡ | | |
| 合計 | ㎡ | | |
| ※岩国市記入欄 | | 駐車場整備地区　　〔　内　・　外　〕 | | | | | | | |

　※印の欄には、記入しないでください。

（裏）

　１　＊印の欄は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場の屋外観覧施設の用途に供する部分を含めて、小数第３位まで記入してください。

　２　特定用途の内訳は、駐車場法施行令第18条の規定により、次のとおりとしてください。

　　(１)　店舗……百貨店その他の店舗

　　(２)　その他……劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、病院、卸売市場及び工場

　３　附置義務駐車施設及び荷さばき駐車施設の条例の最小限度規模

　　　床面積が１万㎡を超える事務所がある場合には、岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下「条例」という｡）第５条の規定により床面積を低減した後、以下の計算を行ってください。

　　(１)　附置義務駐車施設の台数の計算

　　　　条例第３条に規定する最小値により計算してください。

　　(２)　附置義務駐車施設の自動車の駐車の用に供する部分の幅及び奥行

　　　　条例第８条第１項及び第２項に規定する最小値によることとしてください。

　　(３)　荷さばき駐車施設の台数の計算

　　　　条例第４条第１項に規定する最小値により計算してください。

　　　　なお、同条第２項の規定により、荷さばき駐車施設の台数を附置義務駐車施設の台数に含める場合には、附置義務駐車施設の種別のうち、条例第８条第１項に規定する幅2.3ｍ以上奥行５ｍ以上のものに替わるものとしてください。

　　(４)　荷さばき駐車施設の自動車の駐車の用に供する部分の幅、奥行及びはり下の高さ

条例第８条第４項に規定する最小値により計算してください。

　４　建築物の増築又は用途の変更の場合

　　　建築物の増築又は用途の変更の場合については、条例第６条の規定を参照してください。